

3 ご存じですか？裁判のあれこれ

こうはんぜんせいりてつづき

☑ 公判前整理手続

皆さんは、「公判前整理手続」という言葉を聞いたことがありますか。

3年前から始まっている手続ですが、裁判員裁判では、その対象となるすべての事件について、この「公判前整理手続」を行うことが法律に定められています。

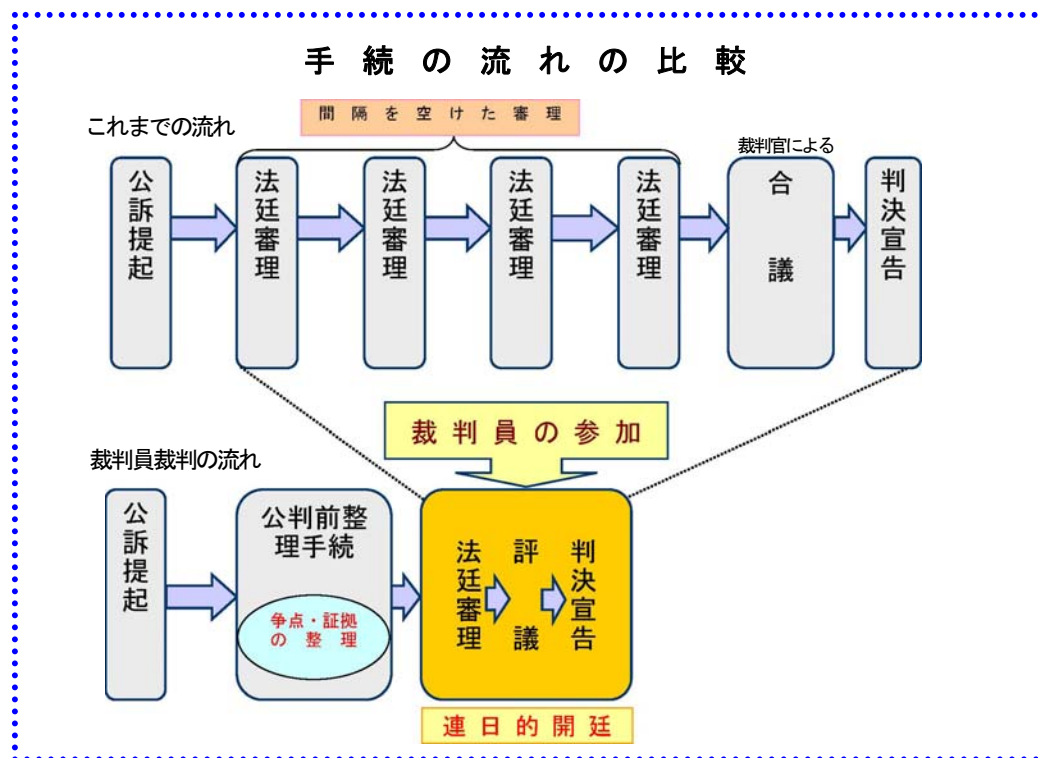


公判前整理手続とは何か？

公判前整理手続とは、最初の公判期日の前に、裁判所が、検察官と弁護人の主張を聞き、真に争いがある事実（争点）は何かを絞り込み（争点整理）、裁判所、検察官、弁護人が一緒になって、争点を立証するためにはどのような証拠が必要か、また、それらの証拠をどのような方法で調べるのが相当か（証拠整理）などを検討する手続です。

この手続では、公判の日程をどうするか、証拠調べにはどのくらいの時間を当てるか、証人をいつ尋問するかなど、判決までのスケジュールも立てられます。

この公判前整理手続の実施により、裁判員裁判は、公判開始から判決宣告までの期間が大幅に短縮されます（イメージは下図のとおりです。）。



裁判員裁判で必ず公判前整理手続を実施する理由

裁判員の方々に参加していただく以上、大量の証拠書類を取り調べたり、長時間にわたって詳細な証人尋問を行ったりした上で、これらの証拠書類や証人尋問の記録を公判以外の時間を取って読み込んで判断してもらうことはできません。充実した評議を行っていただくためにも、裁判員の方々が公判に臨まれる時には、争点が明らかになっていて、これを証明するための証拠も最良のものに厳選され、公判で、迅速で分かり易く、そして充実した審理が行われる必要があります、その準備を整えておく必要があります。

法律上、公判前整理手続を実施することになっているのは、このような理由からなのです。